



「美容器」事件
(知財高判令和2年1月27日 令和元年(行ケ)第10090号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
(2) 裁判所は、甲1発明に甲2技術事項を適用して、甲1発明を相違点1～3に係る構成を有するものとするとはできないと判断した(特許庁審決の判断を支持)。

対象特許(特許第6121026号²⁾)

【請求項1】

棒状のハンドル本体と、該ハンドル本体の表面から内方に窪んだ凹部と、上記ハンドル本体との結合部分が露出しない状態で上記凹部を覆うように上記ハンドル本体に取り付けられたハンドルカバーとからなるハンドルと、上記ハンドル本体の長手方向の一端に一体的に形成された一対の分枝部と、該一対の分枝部のそれぞれに形成されているとともに、上記凹部に連通する軸孔と、該軸孔に挿通された一対のローラシャフトと、該一対のローラシャフトに取り付けられた一対のローラと、を備え、上記ハンドル本体の表面及び上記ハンドルカバーの表面が、上記ハンドルの表面を構成している、美容器(下線は筆者による)。

甲1発明との相違点に係る構成

請求項1に係る本件発明1と甲1(中国実用新案登録第201586180号公報)発明との相違点である相違点1～3に係る構成は、次の表1の通りである。

(表1)

相違点	本件発明1	甲1発明
相違点1	本件発明1のハンドルは、「表面から内方に窪んだ凹部」がある「棒状のハンドル本体」と「ハンドル本体との結合部分が露出しない状態で上記凹部を覆うように上記ハンドル本体に取り付けられたハンドルカバー」とからなる。	甲1発明のハンドル(持ち手(15))は、「ハンドル本体」と「ハンドルカバー」に相当する構成を備えていない。
相違点2	本件発明1の一対の分枝部は、ハンドル本体の長手方向の一端に形成されている。	甲1発明の一対の分枝部は、固定フレーム(2)の長手方向の一端に形成されている。
相違点3	ハンドルの表面を構成する二つの部分は、ハンドル本体の表面及び上記ハンドルカバーの表面である。	ハンドルの表面を構成する二つの部分は、下部装飾カバー(4)の表面及び上部装飾カバー(1)の表面である。

甲2技術事項

実用新案登録第3169597号公報(甲2)には、「長尺状把持部2及びヘッド部3を備えるマッサージローラー1において、把持部2からヘッド部3まで延在する本体ケース4に、本体ケース4の表面から内方に窪み、本体ケース4のほぼ全長にわたって延在する凹部を設け、凹部のうちヘッド部3の部分に、太陽電池8及びローラー11～16を配置し、透明窓部6が設けられた背面カバー部材5により、凹部のうちヘッド部3の部分の覆い、ハンドルカバーにより

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5304

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2016-088002/55F9A145EE8145F3682DF2F77EBA23692818BBD55410EE1BC27582E915117791/10/ja>

、凹部のうち把持部2の部分の覆い、本体ケース4の把持部2の部分の表面及びハンドルカバーの表面により、把持部2の表面を構成すること」が記載されている。

裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、甲1発明を相違点1～3に係る構成を有する発明とすることの容易想到性について、次のように判断した。

「甲1発明の美容器は、持ち手(15)には一対の分枝部が形成され、同分枝部の軸孔に挿通された一対のスタッドボルト(9)には、一対のマッサージローラ(5)が取り付けられ、持ち手(15)は、上部装飾カバー(1)と下部装飾カバー(4)とで固定フレーム(2)を挟むことによって構成され、持ち手(15)の表面は、上部装飾カバー(1)の表面と下部装飾カバー(4)の表面によって構成されている。一方、甲2技術事項のマッサージローラは、長尺把持部2及び同部材から延在する本体ケース4上に、ハンドルカバー及び背面カバー部材5の二つの部材を同一面内並列状に配置し、同マッサージローラの表面は、一体として構成された長尺把持部2及び本体ケース4、ハンドルカバー、背面カバー部材5並びに六つのローラー(11～16)によって構成され、長尺状把持部2、ヘッド部3及びローラー(11～16)とは一体として構成され、分枝部を備えていない。このように、甲1発明と甲2技術事項とは、形状に大きな差異があるから、甲2技術事項を甲1発明に適用する動機付けが存在すると認めることはできない。したがって、甲1発明に甲2技術事項を適用して、甲1発明を相違点1～3に係る構成を有するものとすることはできない。」（下線は筆者による）

まとめ

本件では、甲1発明に甲2技術事項を適用する際の動機付けが存在しないと判断された。その理由として、甲1発明と甲2技術事項とは、形状に大きな差異があることが述べられている。

甲1発明	甲2技術事項

主引用発明に副引用発明を適用する動機付けとして、[特許・実用新案審査基準第III部第2章第2節\(2020.12\)](#)では、技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆が例示されているが、本件のような「形状における差異」は例示されていない。構造関連の案件では、前提となる構造が大きく異なる複数の文献が引用される場合もあると考えられる。このような場合に、本件判決で示された考え方を適用し、副引例に記載の事項を適用することができないと反論できる場合があるかもしれない。この意味で、本件判決は参考になる事例であると思われる。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、相違点の認定、引用発明の適用、機械・構造
[担当] 深見特許事務所 佐々木 真人

【注記】

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。